



平成29年4月から福祉医療費助成制度が変わります

子育て支援の一環として、平成29年4月から下記のとおり福祉医療費助成制度が変わりますのでお知らせします。

0歳から3歳の窓口負担をなくします(市内医療機関での受診のみ)

現在の福祉医療費助成制度は窓口負担後に助成していますが、平成29年4月からは、0歳から3歳到達年度末まで(4月1日生まれは前月末日まで)の子どもで、一定条件に該当する場合は窓口負担をなくします。

一定条件(全てに該当すること(一部例外有))

- ・市内在住の子どもであること
 - ・市内の医療機関での、保険適用となる医療費であること
 - ・受診時に窓口負担のない方式に対応した受給資格証を提示すること
 - ・入院の場合は、加入する健康保険組合などから発行された限度額適用認定証を提示すること
- ※全てに該当しない場合は窓口負担あり(償還払い方式)になります。

窓口負担あり(償還払い方式)

医療費(保険適用分)を窓口負担し、約2~3か月後に口座振込で助成を受ける方法

一旦窓口で負担 → 口座振込

窓口負担なし(現物給付方式)

医療費(保険適用分)を窓口負担せず、その場で助成を受ける方法

窓口負担なし

申請手続

手続は必要ありません。対象となる方には、窓口負担のない方式に対応した新しい受給資格証を3月中旬に郵送します。

子ども医療費の中学生通院分を助成対象に追加

現在中学生の医療費は、入院のみ助成対象になっていますが、通院分も助成対象になります。

	現 行		平成29年4月受診分以降
対象年齢	0歳~小学6年生	中学1年生~中学3年生	0歳~中学3年生
対象医療	入院・通院	入院のみ	入院・通院

申請手続

新中学2・3年生

(平成14年4月2日~平成16年4月1日生まれ)

対象となる世帯(12月末時点)には、1月下旬に申請案内を郵送しますので、保険年金課へ提出してください。

新中学1年生

(平成16年4月2日~平成17年4月1日生まれ)

必要ありません。期間を延長した受給資格証を3月末に郵送します。

※障がい者医療費や一人親家庭等医療費の受給資格証をお持ちの方も必要ありません。引き続き資格証を使用できます。

子ども医療費受給対象

- ・上記対象年齢で、市内に住民登録がある。
- ・生活保護法による保護を受けていない。
- ・国民健康保険または各種社会保険の被保険者、または被扶養者である。
- ・保護者の所得が所得制限額を超えていない。

所得制限の目安(子ども医療費)

扶養親族などの数	保護者所得額
0人	622万
1人	660万
2人	698万

以降一人増えるごとに38万円を加算